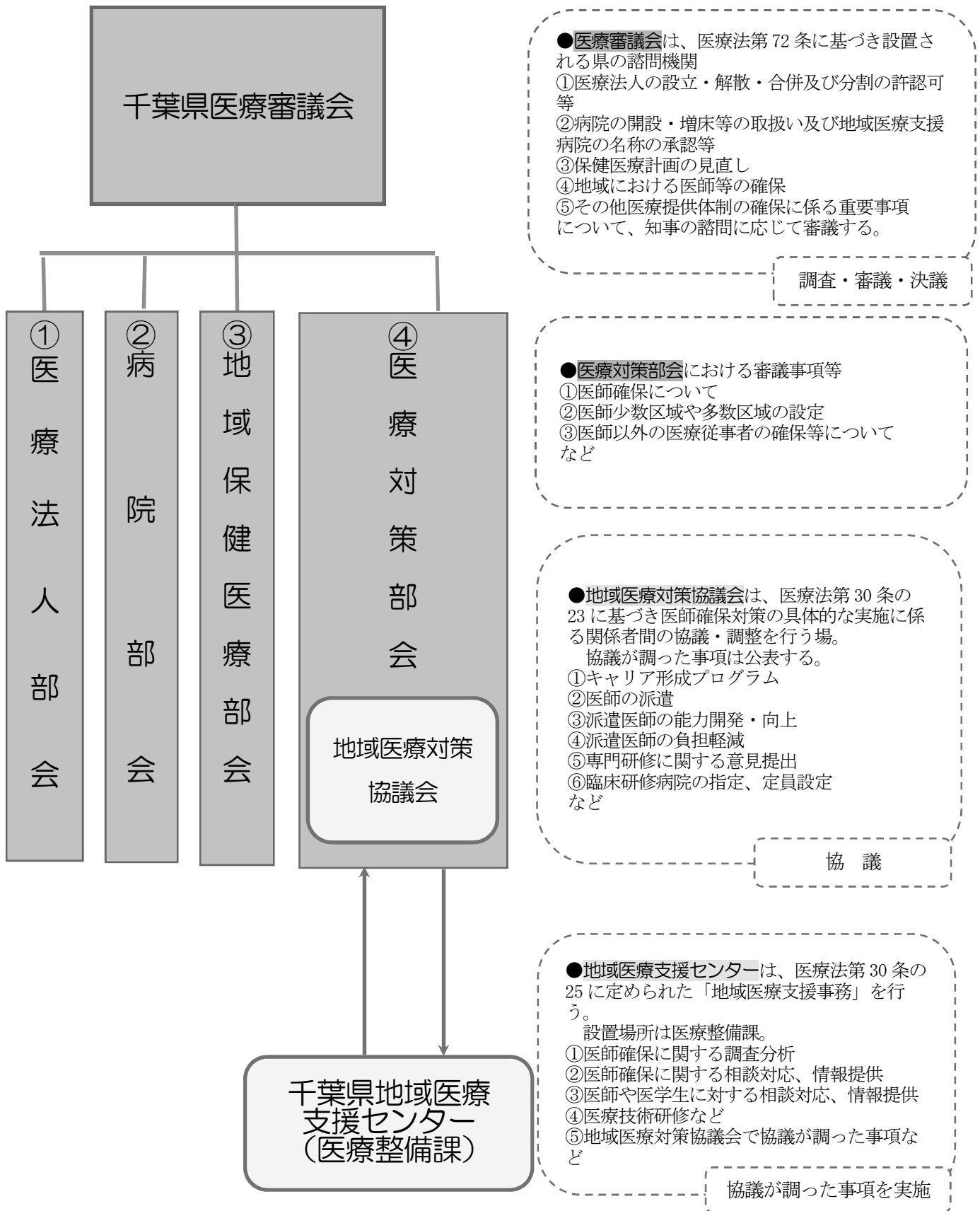


医療審議会及び地域医療対策協議会の位置付けについて



千葉県医療審議会医療対策部会地域医療対策協議運営要領（案）

（目的）

第1 この要領は、千葉県医療審議会運営要綱第4の5項の規定により、医療対策部会において、医療法第30条第2項に定める事項についての協議を行なう場合の運営に関し、必要な事項を定める。

（開催）

第2 会議は協議事項のみを議事とする場合においても、医療対策部会として部会長が招集する。

（協議事項）

第3 会議は次に掲げる医師の確保を図るために必要な事項について協議を行う。

- 一 医師が不足している地域における医師の確保に資するとともに、当該地域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とするものとして厚生労働省令で定める計画に関する事項
- 二 医師の派遣に関する事項
- 三 第一号に規定する計画に基づき医師が不足している地域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項
- 四 医師が不足している地域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項
- 五 医師法の規定によりその権限に属させられた事項
- 六 その他医師の確保を図るために必要な事項

（協議）

第4 協議事項は、多数決によらず協議を整えるものとし、県は協議が調った事項について公表するものとする。

（庶務）

第5 協議の庶務は、健康福祉部医療整備課において処理する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成 年 月 日から施行する。

地域医療対策協議会



● 設置の経緯

- ・平成16年の「地域医療に関する関係省庁会議」の報告書に基づき、**医師確保を行うための具体的施策を協議する場**として都道府県に設置。
- ・平成18年の医療法改正において、地域医療対策（医療従事者の確保策と、都道府県において必要な医療の確保策）を議論する場として法定化。

● 構成員

都道府県、大学、医師会、主要医療機関 等（構成員数は都道府県により7～31と異なる）

● 制度における役割

地域医療対策を協議する場

現状

- ・開催状況（平成24～28年度の5年間）
 - 5回以上（年1回以上）： 34都道府県
 - 1～4回（年1回未満）： 6都道府県
 - 0回（開催せず）： 7都道府県

地域医療支援センター



● 設置の経緯

- ・平成23年、都道府県が医師確保関係事務を行うための機関として、予算事業で開始（平成26年度から地域医療介護総合確保基金を活用）。
- ・平成26年の医療法改正において、都道府県事務として、医師の派遣調整、キャリア相談など**医師確保関係事務**（地域医療支援事務）を行うことが法定され、地域医療支援センターはそのための**事務の実施拠点**として位置付けられた。
- ・平成28年4月までに、全ての都道府県に設置。

● 地域医療支援センター運営委員会

- ・国の実施要綱に基づき、大学、関係医療機関、医師会、市町村、保健所等の代表者等により構成される運営委員会を設置し、地域医療支援センターの運営方針を協議。

● 制度における役割

- ・法律：都道府県内の医師確保状況の調査分析、医療機関や医師に対する相談援助 等
- ・通知・予算：キャリア形成プログラムの策定（地域枠医師が対象）、医師派遣のあっせん・調整

現状

- ・キャリア形成プログラムの策定状況
13の都道府県で未策定
- ・医師の派遣調整実績
全都道府県計：6,095名
（各都道府県のセンター設置から平成29年7月までの累計）
※県別の実績は3～約450名と様々
※地域枠医師の派遣状況（直近3か年）
 - 公立医療機関：693人（57.4%）
 - 公的医療機関：485人（40.1%）
 - 民間医療機関：30人（2.5%）
- ・大学との連携状況
16の都道府県で大学との連携が不十分
（大学と都道府県が調整なく医師の派遣先の決定を行っている等）

地域医療対策協議会と地域医療支援センターの関係性

見直し前： 地域医療対策協議会の役割等が不明確
前： 地域医療支援センターとの関係・役割分担も不明確

地域医療対策協議会



構成員 都道府県、大学、医師会、主要医療機関 等

役割 協議事項が具体化されていない
（医療従事者の確保（地域医療対策）のみ）

協議の方法 具体的な協議の方法は定められていない

国のチェック 協議内容に対する国のチェックの仕組みなし

見直し後： 地域医療対策協議会の役割明確化・協議プロセスの透明化
地域医療支援センターとの関係・役割の明確化

地域医療対策協議会



構成員 都道府県、大学、医師会、主要医療機関、**民間医療機関** 等
※ 議長は都道府県以外の第三者・互選、女性割合に配慮 等

役割 **協議事項を法定**
 ・キャリア形成プログラムの内容
 ・医師の派遣調整
 ・派遣医師のキャリア支援策
 ・派遣医師の負担軽減策
 ・大学の地域枠・地元枠設定
 ・臨床研修病院の指定
 ・臨床研修医の定員設定
 ・専門研修の研修施設・定員 等

協議の方法
 ・医師偏在**指標に基づき協議**
 ・大学・医師会等の**構成員の合意が必要**
 ・協議結果を公表

協議プロセスの透明化

国のチェック
 ・医師派遣先（公的、民間の別）等の医師の派遣状況について定期的に国がフォローアップ

法案による見直し

都道府県が実施する医師派遣等の対策は、地域医療対策協議会において協議が調った事項に基づいて行う（法律に明記）

地域医療支援センター
（医師確保対策の事務の実施拠点）



法定事務
 ・都道府県内の医師確保状況の調査分析
 ・医療機関や医師に対する相談援助

法定外事務
 ・医師派遣のあっせん・調整（通知・予算）等
 ・キャリア形成プログラムの策定促進（通知・予算）等

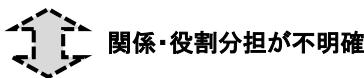
協議の方法 運営委員会で協議（構成員、協議内容等が、地域医療対策協議会と重複）

地域医療支援センター
（医師確保対策の事務の実施拠点）



法定事務
 ・都道府県内の医師確保状況の調査分析
 ・医療機関や医師に対する相談援助
 ・**医師派遣事務**
 ・**キャリア形成プログラムの策定**
 ・**派遣医師のキャリア支援・負担軽減** 等

協議の方法 原則として、**地域医療対策協議会に一体化**
（地域医療対策協議会のWG等として存置可）



関係・役割分担が不明確